

- 「資金配分機関を通して配分される研究資金」又は「競争的資金制度に該当する研究資金」に該当する研究資金の総額（約5230億円）のうち、外国機関への配分額は、約0.1%（約5.8億円）に留まる。

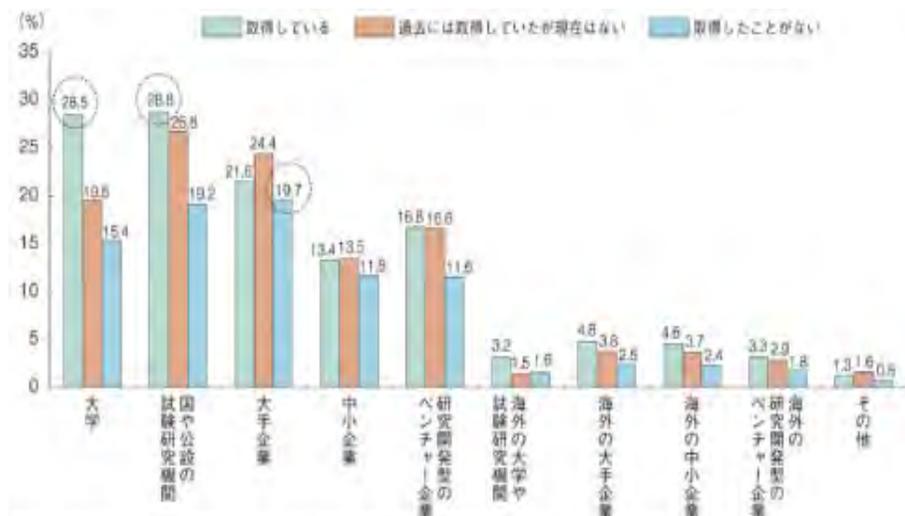
外国機関への配分に関する方針

- 海外研究機関が共同研究グループ参加の場合、研究構想実現に必要な不可欠で、当該の海外研究機関でなければ研究実施が不可能であることが条件(研究総括承認)。
 - ・海外研究機関とJSTとの間で知的財産権の共有(各々50%ずつ保有)(※海外研究機関には日本版バイ・ドール条項は適用されない)。
 - ・JST指定ガイドラインに基づく適切な経費執行、研究費の支出内容を表す経費明細を英文で作成の上、JSTへ提出。
 - ・当該の海外研究機関への間接経費の支払いが、研究費の30%を超えないこと。・原則としてJST指定の契約書様式にて契約締結。
 (【JST】戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出)－CREST)
- a. 研究総括の承認(ア. 研究者の研究構想を実現する上での必要性、イ. 当該海外の研究機関の必要性)
 b. JST指定契約書様式での研究契約締結。JST指定ガイドラインに基づく適切な経費執行。発明等の帰属は海外研究機関とJSTの共有(各々50%ずつ保有)。
 (【JST】戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出)－さきがけ)
- プロジェクトの研究員を海外の研究機関へ派遣することが前提。配賦可能な予算に上限がある。(【JST】戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出)－ERATO)
- 企業への配分は内国・外国問わず実施していない(実績1件は外国企業1社のため配分実績なし)。研究機関については、研究開発契約に基づき、研究開発機関の責任により研究開発費の支出・管理・執行状況報告等国内機関と同様に行って頂くことを条件として実施可能。なお経済産業省公表「外国ユーザーリスト」に掲載されている機関など安全保障貿易管理の観点から、JSTが研究開発契約を締結すべきでないかと判断する場合がある。(【JST】研究成果展開事業(センター・オブ・イノベーション(COI)プログラム))
- JICAとの共同実施プログラムで外国機関はJICAのODAにて支援している。(【JST】国際科学技術共同研究推進事業(地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム))
- 外国研究機関には相手国側から研究費配分。(【JST】国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)、戦略的国際科学技術協力推進事業)
- 方針は特になし(【農水】農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業)

【機関名】資金配分制度名	配分額			採択件数		
	[千円]	内、外国機関 [千円]	外国機関 比率 [%]	[件]	内、外国 機関が参 国 [件]	外国機関 比率 [%]
【JST】戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出)	49,559,335	560,943	1.2%	199	7	3.5%
【JST】研究成果展開事業(センター・オブ・イノベーション(COI)プログラム)	4,291,664	0	0.0%	26	1	3.8%
【JST】国際科学技術共同研究推進事業(地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム)	2,062,998	0	0.0%	10	10	100.0%
【JST】国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)	994,014	0	0.0%	2	2	100.0%
【JST】戦略的国際科学技術協力推進事業	593,669	0	0.0%	16	16	100.0%
【農水】農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	4,348,623	2,894	0.1%	67	1	1.1%
計	522,991,605	563,637	0.1%	33,064	39	0.1%

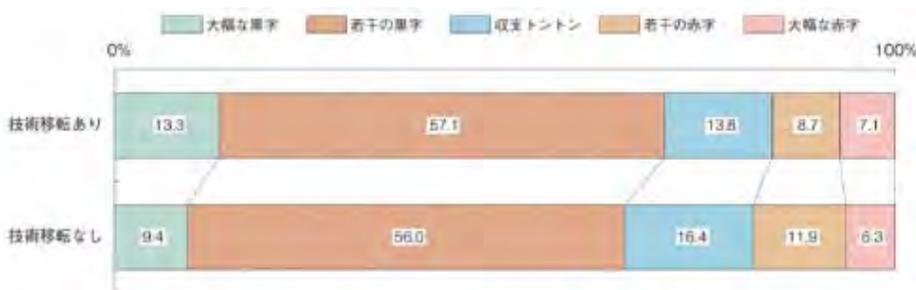
○特許を積極的に取得する中小企業は、大学や、国研・公設試、大企業、ベンチャーの知財も積極活用の傾向。技術移転を受ける中小企業の収益は良いが、知財情報や事業に技術シーズを適用する人材やノウハウ不足が懸案。

<特許を取得している中小企業が知財を期待する先は大学、公設試。取得していない企業は大企業に期待>



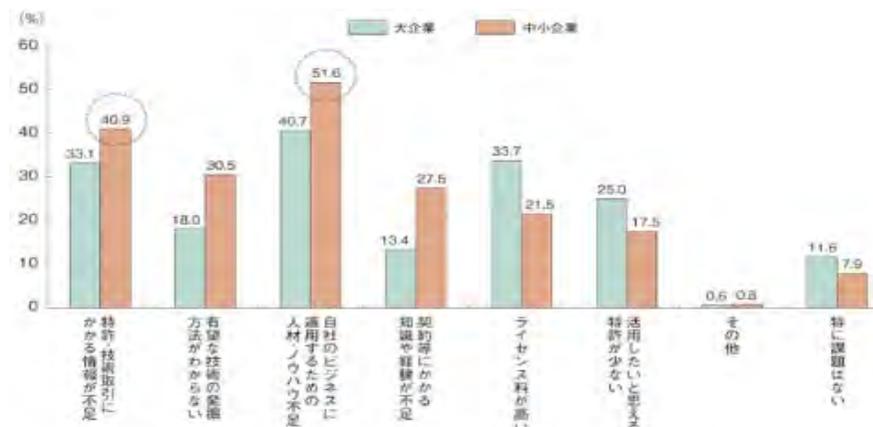
資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「市場攻めと知的財産戦略にかかるアンケート調査」(2008年12月)
 (注) 1. 中小企業のみ集計。
 2. 複数回答のため合計は100を超える。

<中小企業の収益は技術移転を受ける企業の方が良い>



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「市場攻めと知的財産戦略にかかるアンケート調査」(2008年12月)
 (注) 1. ここでの技術移転とは、特許の権利譲渡やライセンス許諾を受けることをいう。
 2. 中小企業のみ集計。

<中小企業が技術移転を受ける際に、ビジネスに適用するための人材ノウハウや知財情報不足が課題>



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「市場攻めと知的財産戦略にかかるアンケート調査」(2008年12月)
 (注) 1. ここでの大企業とは、中小企業基本法に定義する中小企業以外の企業をいう。
 2. 複数回答のため合計は100を超える。

<自社シーズを十分活用していない事情 (市場性、人材) >

